

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(令和4年12月13日)

○ 伊藤嗣也委員長

おはようございます。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

当委員会におきましては、インターネット中継を行っております。ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、森委員におかれましては、一般議案などの総務常任委員会としての事項のみのご出席となります。日程は本日の冒頭と最後に予定しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

本日の審査順序でございます。お手元の事項書に沿って審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

また、当委員会の付託議案のほか、政策推進部、危機管理統括部、消防本部、財政経営部、総務部より、協議会の申入れがありました。当委員会中に取扱いますので、よろしくお願いいたします。

所管事務調査報告書を会議用システムにアップロードしておりますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。総務常任委員会の令和4年12月13日のフォルダー内にある900-1と900-2と番号をつけたファイルでございます。

次に、今回の委員会中に所管事務調査を行うかどうかを確認させていただきたいんですが、何かご提案はありますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ないというお言葉をいただきました。ありがとうございます。では、今回の委員会中には所管事務調査は行わないことといたします。

10:00休憩

10:58再開

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆様、引き続きお願いいたします。

議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

第3目 消防施設費

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ここからは、予算常任委員会総務分科会といたしまして、議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費について審査を行います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 小谷総務課長

総務課長、小谷でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほうは、先ほどめくっていただいた資料を戻っていただきまして、4ページになります。

令和4年度11月補正予算案、需用費関係についてというところから説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、4ページのところなんですけれども、消防本部の庁舎や消防車両で使用する燃料費、電気料金、ご存じのとおり高騰しておりまして、今年度の需用費関係——光熱水費、燃料費と言われるものなんですけれども——そちらの不足が見込まれるという状況になってございまして、補正をお願いするものでございます。

常備消防費といたしましては、庁舎棟管理費というところで、電気料金、ガス料金、こちらのほうで約1200万円、消防車両の管理費、こちらはガソリン代、その下の朝日町、川越町の2町の需用費関係もガソリン代、特にガソリン代につきましては、恐らく今年は過去最高の救急出動件数となるなというふうに思っているところで、今現在、前年の同時期比で2000件を超える出動件数です。今まで平成30年の1万5900件ほどだった救急件数が、

予想では1万6300件ぐらい行くかなというぐらいの救急の需要——これは夏場のコロナ関係も多かったので、その影響もあるかと思うんですけれども——そういったこともございまして、ガソリン単価の高騰、それと、救急出動件数の増加ということで補正をするものでございまして、常備消防費の需用費関係としての補正をお願いするのは1435万7000円ということでございます。

1枚めくっていただきまして、今度は消防出張所の整備事業費でございます。こちらは消防施設費でございまして、今現在、今年、北西出張所のほうは実施設計をして、来年から建設予定でございました。今度は西南出張所——小山田地区市民センターに併設している庁舎なんですけれども——こちらは前からお話しさせていただいているとおり、ミルクロードに出しまして、それで整備を進めたいというお話をさせていただいたと思うんですけれども、このたびちょうど地図に示してございますように、小山田記念温泉病院の南側にある小山田郵便局の向かいの場所で土地が見つかりまして、地権者と交渉を重ねたところ、売却に同意をほぼいただけるということがございますので、今年度、用地取得をさせていただいて、できるだけ早く取組にかかりたいというところで補正をお願いするものでございます。用地取得に関しては1500㎡で、こちらの面積につきましては、東のほうにある南部分署、そちらは2000㎡でございますので、今回は出張所ということで、大体1500㎡が適正だというふうに思っております。この場所自体は、ちょうど西側にある西分署、それと、日永にある南部分署のほぼほぼ中間地点でございまして、それと、現在ある出張所、小山田地区市民センターのほうにもそのままずっと走っていけるような場所でございますので、東西南北についても出動場所としてはいいかなというところで用地選定をしたところでございます。

今後の整備スケジュールにつきましては、来年度、また当初予算でお願いいたしますけれども、令和5年度から令和6年度にかけて、設計をかけさせていただいて、令和6年、令和7年で建築工事というふうに考えているところでございます。補正予算額につきましては、2398万2000円をお願いするものでございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら挙手にてご発言願います。

○ 山口智也委員

一つだけ気になっていたのが、小山田記念温泉病院のすぐ近くですので、サイレンを今後どうしていくのかというところが心配なんですけれども、病院の近くでも多分鳴らさざるを得やんと思うんですけれども、病院側ともしっかりそこら辺の話はしてあるのかというところだけ確認をさせてください。

○ 小谷総務課長

小山田記念温泉病院に近いというところで、ちょっと心配されているというところがございます。実際、小山田地区への救急の出動件数が年間200件ほどで、そのうちの大体3割が小山田の施設によく行く救急車ということで、実際、出張所の救急出動件数は600件ほどになるかと思うんですけれども、そこはお話をさせていただきながら理解を求めています。当然、夜間に関しては、適正な配慮ができるように、音を小さくするボタンもございますので、そういったのも使いながら行きたいと思っています。

以上でございます。

○ 山口智也委員

よくよく考えたら、救急車は常に出入りしているので、ただ、増えるんだろうなという気もするので、特に夜間、入院されている方へのご配慮なんかも必要なのかなと思いましたので、意見です。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他に。

○ 早川新平委員

確認だけ。1万6300件って、年間で救急車は大体35分に1台ぐらい出ているということなのか。その確認だけなんやけど。ガソリン代が上がっているというけど、前でも年間のベースだとすると大体1日四十五、六台なやけど、それだけもっと出ているということなのか、ガソリン代の件で。

○ 小谷総務課長

総務課、小谷でございます。

実際、それより出ているということでございます。

○ 早川新平委員

ごめんね。否定も何もせえへんのやけど、そうすると、大体1万6300件が救急出動という形で、例年よりも何割ぐらいアップなのか、1割以上か。

○ 小谷総務課長

総務課、小谷でございます。

計算上、大体10%ぐらい増えているなど、そんな状況でございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方は。

○ 加納康樹委員

確認ですけど、電気代、ガス代とかもかかっていますよという庁舎棟管理費で補正が要りますよというのに関連する形でなんですけど、消防関係の電力入札というのは、消防本部と北消防署と中央分署しかしていないというふうでよろしかったでしょうか。

○ 小谷総務課長

総務課、小谷でございます。

電力の入札に関してなんですけれども、高圧の施設である、先ほどおっしゃられた本部庁舎である中消防署、それと中央分署、北消防署は、今までは電力入札してございました。新しい南消防署は、今後、電力入札という形になるかと思うんですけれども、それ以外の

低圧の、ほかのちょっと規模の小さい消防署に関しては、財政経営部のほうで一括して、低圧の電力入札ということで一緒にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

分かりました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、他にご質疑もございませんので、それにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

別段、討論もないようでございますので、これより分科会としての採決を行い、採決の後に全体会に送るかどうかをお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

反対の方とかはおられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

特段、反対表明もございませんので、簡易採決により行います。

議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決することと決しました。

最後に全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様からの提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしということでございますので、それでは、全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ここで休憩とさせていただきます。消防本部さん、どうもありがとうございました。委員の皆様、再開は午前11時25分をお願いいたします。

11：07 休憩

議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第23目 諸費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第4目 予防費

第8款 土木費

第5項 港湾費

第3条 債務負担行為の補正

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、引き続きまして、予算常任委員会総務分科会といたしまして、議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、政策推進部所管部分について審査を行います。

資料の説明をお願いいたします。

○ 矢澤政策推進課長

政策推進課の矢澤です。よろしくをお願いいたします。

資料でございますが、総務常任委員会、分科会のところを下にスクロールしていただきまして、201補正予算資料（政策推進部）をお開きください。よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいでしょうか。

どうぞ。

○ 矢澤政策推進課長

表紙をめくっていただきまして、2ページです。政策推進部の今回の補正予算の内容となっております。私のほうから順次説明させていただきます。

まず、3ページをお願いいたします。

四日市港管理組合の負担金でございます。今回、四日市港管理組合の一般会計です。国の補助内示に合わせた補正、単独事業費及び人件費の補正がございます。これに合わせて、市の負担金も合わせて補正を行うものでございます。四日市港管理組合、今回の一般会計の主な補正内容、歳出の補正額としてはマイナス10億円強となっております。その内訳を順次ご説明いたします。

まず、総務費でございます。こちらは、決算見込みに合わせた昨年度の10月時点で想定しておいた人員を今年度の配置ベースに変えたというところと、時間外の補正というところの人件費の補正と。あとは、四日市港ポートビルの電気料の増額というところで、補正額3000万円強となっております。

続いて、港湾管理費でございますが、こちら、工事のところでございますが、まず、霞ヶ浦地区の霞4号支線冠水対策と、こちらはホンダのモータープールのところでございますが、こちらの地盤改良というところがございます。そのほか、12号岸壁、霞ヶ浦の33号岸壁の補修工事となっております。

最後、港湾建設費でございます。こちら、補正マイナス11億円強となっております。大きなものとしたしましては、国直轄事業の81号岸壁の負担金、こちらは耐震岸壁部分の工事の負担金でございます。こちらがマイナス13億円強となっております。今回、一旦減額とはなりますが、全体の工事スケジュールについては変更ないというところで聞いております。これに合わせました市の負担金の補正額といたしましては、マイナス4889万3000円ということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 須藤新型コロナウイルス感染症対策室参事

新型コロナウイルス感染症対策室の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

次の4ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種国庫支出金返還金についてご説明をさせていただきます。

令和3年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係ります国庫支出金でございます

が、2の内容に記載のとおり、12歳以上の接種数が交付申請時の想定を下回り、交付決定額と実績額に差が生じたため、超過交付された国庫支出金の返還を行うものであります。返還金の内訳でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金と接種体制確保事業費国庫補助金の2種類がございます。接種対策費国庫負担金は、主に個別接種を実施しております医療機関への接種費用や医療従事者への報酬等の費用でございます。当初の見込みより接種数が下回ったことから、3億1000万円余りの返還となります。

次に、接種体制確保事業費国庫補助金は、主にコールセンターの設置やワクチンの配送、集団接種会場の運営費等、ワクチン接種体制の確保に必要な費用でございます。当初、集団接種会場から接種をスタートいたしました。その後、医療機関での接種もスタートいたしました。集団接種会場の開催は想定より下回ったことから、会場運営、ワクチンの配送に係る委託費等が不用になりまして、10億1000万円余りの返還となります。負担金、補助金合わせて13億3400万円余りの国庫返還となり、補正をお願いするものでございます。

続きまして、返還のスケジュールでございますが、本年5月下旬に実績報告を行いまして、11月以降に国からの請求に基づき返還を予定しております。

では、次の5ページをお願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費及び接種事業費につきましてご説明をさせていただきます。

8月定例月議会の委員会におきまして、オミクロン株に対応しましたワクチンの接種について、国から示されました対象者や接種開始時期等、概要についてご報告をさせていただきました。その後、資料の中段に国の方針として記載させていただいておりますが、国の方針が主に(1)から(3)に記載のとおりでございますが、まず、特例臨時接種実施期間が9月30日から来年、令和5年3月31日まで延長されました。また、オミクロン株対応ワクチンの接種につきましても、初回接種を完了いたしました12歳以上を対象にBAワクチンが9月末から、それから、BA.4、5——これはフォー、ファイブではなく、4、5と国は申しておりますが——ワクチンが11月の初旬から開始となりまして、接種を進める中、接種間隔が前回の接種から5か月といったものが3か月に短縮されまして、当初の想定より早く接種券の発送が必要となりました。さらに生後6か月から4歳までの乳幼児の3回接種も示されたこととから、コールセンターや窓口業務、受診票の審査等の接種体制確保事業費及び個別接種に係ります費用等、ワクチン接種事業費が必要となりましたことから、補正をお願いするものでございます。予算額は6億1080万円でございます。

4の債務負担行為につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

6ページに参考資料として、事業費の内訳と増減の主な要因を添付してございます。

以上でございます。

○ 岡田秘書国際課長

秘書国際課、岡田でございます。よろしくお願いいたします。

ここからは、債務負担行為の補正の説明をさせていただきます。

7ページに当部の一覧がございますが、私のほうからは、8ページから説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。

ロングビーチ公園遊具施設製作設置業務委託費の債務負担行為についてご説明させていただきます。

まず、資料1と書いてある目的について説明させていただきます。

来年の令和5年、本市とアメリカのロングビーチ市とが姉妹都市提携を行ってから60周年を迎えます。コロナ禍で直接的な交流が途絶えている中で、60周年の記念となる遊具を設置して、多くの市民に両市の交流をPRするとともに、姉妹都市への親近感を醸成するというのが目的でございます。

資料で2の内容の部分を説明させていただきます。

霞ヶ浦緑地内に昭和58年の姉妹都市提携20周年のときに命名されたロングビーチ公園というエリアがございます。このエリアには、過去の節目の年に設置されてきた記念のモニュメント等が並んでいるんですが、今回はその一画に記念となる遊具を設置することで、これまでのモニュメントと一体的に姉妹都市であるロングビーチ市をPRする効果を図りたいと思っております。

遊具の設置については、既成の製品ではなく、ロングビーチ市をイメージするコンビネーション遊具というのを事業者から提案してもらおうプロポーザル形式といたします。また、本年度、一般公募し、現在、選考中であります四日市市・ロングビーチ市姉妹都市ロゴマークを表示することで、ロングビーチ市との記念遊具であることを分かりやすく表現したいと考えております。遊具を設置予定のエリアは、ロングビーチ市とのモニュメント群とも隣接しておりますが、同時に平成23年に同エリアに設置された大型遊具、霞ゆめくじらとも隣接しております。連日、多くの子供連れでにぎわうエリアとなっております。霞ゆめくじらのメイン遊具は、大型で小学生以上を対象にしておりますので、今回の遊具は、

より低年齢層を対象の遊具としまして、ゆめくじらと連携、補完を図る形で、このエリアのさらなる魅力向上を図りたいと考えております。

9ページをご覧ください。

上段に遊具のイメージが示してあります。先ほど説明させていただいたとおり、今回はロングビーチ市との姉妹都市交流記念遊具ということを検討した遊具を提案してもらうプロポーザル形式で遊具を選定したいと考えておりますので、こちらに記載の遊具は、遊具の規模感をつかんでいただくために、この予算で設置できる既存の遊具を参考に載せさせていただいたものでございます。

中段にスケジュールが記載してございます。この予算をお認めいただいた後、年度内にプロポーザルを実施して、業者を選定したいと考えております。その後、来年度初めから、早々に工事に入り、10月7日に姉妹都市提携締結日というのを迎えますので、その頃にお披露目をしたいと考えております。

なお、余談ですが、先日、選挙がありまして、今月12月20日より、ロングビーチ市では新しい市長が就任いたします。就任後には、来年の60周年にぜひ四日市市に来て、この遊具を見ていただきたいという依頼もしたいと考えております。これらの事業の予算として、900万円の債務負担行為補正をお願いしたいというものでございます。

なお、次のページ、委員会資料10ページからは、参考資料といたしまして、ロングビーチ公園にあるこれまでのモニュメント群の説明、そして、下段には、逆にロングビーチ市にある四日市市との交流を記念した公園の概要を示しております。

また、11ページには、本市とロングビーチ市との交流事業を記載しております。どちらも参考になりますので、今回、説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

○ 須藤新型コロナウイルス感染症対策室参事

須藤でございます。

債務負担行為の補正一覧の②を今からご説明させていただきます。

誠に申し訳ございませんが、資料が先ほど説明させていただきました5ページの下段に債務負担行為の追加の部分について記載がございますので、そちらのほうをお願いいたします。

ワクチン接種実施期間でございますが、先ほどご説明さしあげたとおり、来年、令和5

年3月31日まで延長されました。3月末までワクチンの接種が継続されることから、4月以降、接種費用の支払いに関する審査入力事務や接種証明等の業務の継続が必要であることから、その部分の予算というところで7010万円を債務負担行為の追加でお願いするものでございます。

以上でございます。

○ 秦政策推進部参事兼広報マーケティング課長

広報マーケティング課、秦でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、債務負担行為の補正のうち、業務、事務処理委託等に要する経費についてご説明をいたします。

資料は12ページをお願いいたします。

いずれも来年度実施予定の委託業務におきまして、新年度当初から取り組む必要があることから、今年度中に入札や契約の締結を行いたい業務につきまして、債務負担行為の補正をお願いするものであります。いわゆる令和4年度のゼロ債務案件となります。各項目の概要について、順番にご説明をいたします。

まず、広報よっかいち作成業務委託です。広報よっかいちは、毎月5日に上旬号、20日に下旬号を月2回発行いたしまして、各戸配付により市民の皆様にお届けをしております。上旬号は、全ページフルカラー印刷で、特集ページを中心に構成し、本市の市政情報を身近な切り口から興味関心を引く読みものとして親しんでもらえるような編集を心がけ、毎号、デザイン等にも配慮しながら、工夫を凝らして作成をしております。

一方、下旬号は2色刷りで、市民生活に必要なイベントや募集内容、予防接種などの情報を掲載する構成としております。限度額は資料に記載のとおりでございます。

二つ目は、外国語（ポルトガル語）版広報作成業務委託です。本市に多く在住するポルトガル語を母語とする外国人市民の方々に向けて、ポルトガル語による広報紙を作成し、学校等を通じて、各家庭に配付をしております。発行回数は月1回、うち7月、8月号は合併号として発行し、限度額は記載のとおりでございます。

続きまして、コミュニティFM市政情報提供番組制作・放送業務委託でございます。コミュニティFM、CTY-FMを活用して、市民に身近な地域に根差した情報を提供する番組を制作し、放送するものでございまして、「マンスリーよっかいち」、「よっかいちわいわい人探訪!」、「人権を確かめ合う日」、そして、ポルトガル語による市政情報番

組「ALO!YOKKAICHI」の四つの番組を制作しており、いずれも5分番組となっております。来年度も引き続きこれら四つの番組を継続いたしたく、4件合わせての限度額は記載のとおりでございます。

次は、インターネット自動翻訳サービスの業務委託でございます。英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語、韓国語、ベトナム語の全6か国語により、本市のホームページを自動翻訳するサービスを行っており、限度額は記載のとおりでございます。

最後に、定例記者会見等音声ファイル反訳業務委託でございます。市長定例記者会見などの際の音声ファイルを反訳し、議事録を作成するものであり、限度額は記載のとおりでございます。

政策推進部としての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら挙手にてご発言を願います。

○ 山口智也委員

よろしくお願ひします。

2点、お願ひしたいと思ひます。

まず、5ページのワクチンについてなんですけれども、5ページの参考の国の方針というところで、(1)の特例臨時接種実施期間の延長というのが国から示されたと思うんですけれども、この背景と、延長されたことでの四日市市としての周知がどうなのかというところを教えていただければと思ひます。

○ 須藤新型コロナウイルス感染症対策室参事

須藤でございます。

背景というところは、初回から進めまして、ワクチンの接種、3回目、4回目、それから、高齢者の5回目というところで、その辺りが国のほうも新しい治験が整えられた時点でワクチンの接種の更新というか、接種回数が増加というところが常に本当に流動的で、その都度、変わってまいりますから、そういった背景で国のほうも本当にいろんな治験、

国の審議会であったりとか、いろんな委員会のところでご検討された結果、当初は9月末であったものが、オミクロン株も入ってまいりましたので、来年3月31日までというところで延長されたというところで、私どもとしても背景というか、国の動きに合わせて接種を進めさせていただいております。

それから、四日市市の方針としては、できるだけすぐに、ワクチンもBA.1が入ってからすぐにBA.4、5というのも報道でも流れておりましたので、そういったところは、できるだけ国の情報はすぐに収集して、ホームページ等はもちろんですが、関係機関の医師会さん等とも連携を取りながら、そういった周知にはできるだけ早く、それから、市民の皆様にごできるだけお届けできるようにというところで努めてまいりました。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。

延長されたということを様々な自治体でホームページなんかで、令和5年3月31日まで延長されましたということがはっきり分かるようなホームページも割と多いんですけれども、そういったところも工夫していただくのも一つかなと思います。

まだ1回目も2回目も、そもそもまず全然打っていないという方も中にはおられると思うんですけれども、全く打っていない方が令和5年3月31日までにもし打たなければ、3回目、4回目、5回目も当然ないわけじゃないですか。まずは、1回目、2回目を全く打っていない方は、3月31日までですので、しっかり打ってくださいねというようなことも必要かと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○ 須藤新型コロナウイルス感染症対策室参事

その辺りは、山口委員がおっしゃるとおりで、できるだけ国のほうも1、2回目は12月までというところは示されておりますので、その点につきましては、しっかりと周知をしていきたいところと、あと、オミクロンのBA.4、5になりましてから、少し接種の予約も入ってまいりましたので、例えば時間延長でさせていただくとか、できるだけ多くの方が早急に受けていただけるように周知を行っております。実際、じわじわではありますが、初回の方とかも受けていただいておりますので、その辺の数も見ながら、私どもはできるだけ多くの方に接種いただけるように努めてまいります。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。

特に若い方で全く打っていないという方が一番心配なところなので、しっかりそういった方こそ打っていただけるような取組をお願いしたいなと思います。

もう一点だけお願いします。

部局別資料の3ページに戻るんですけども、四日市港管理組合の負担金のところなんですけど、港湾建設費の中で、四日市地区の千歳運河の護岸整備の工事が増額をされておるんですけども、1億6500万円増額で、補正後が2億8500万円ということで、かなり増えているんですけども、この理由と、また内容がお分かりでしたら簡単にご説明いただければありがたいんです。

○ 矢澤政策推進課長

政策推進課の矢澤です。

こちら、千歳運河4号物揚げ場の整備というところでございます。背景といたしましては、みなとまちづくりプランにも掲げられている地区というところもございます。千歳運河は、順次緑地化に向けてやっているところですので、四日市港管理組合としてもお金の要望もしてきた中でついてきたというところですので、これは今までやっていた物揚げ場の整備の延長というところで、その速度を少しでも上げるための増額というふうに理解しております。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。

中央通りの再編、また、JRから自由通路の設置というところを見据えると、まずは千歳運河の整備というのを1年でも早く急いでいかなければいけないというところで、市としてもしっかり要望していただきたいと思います。千歳運河の整備を全部やろうとすると、今からでもまだ15年ぐらいかかるという話も聞きますので、それは全部ですけれども、千歳運河全部、15年と。そうすると、自由通路の工事なんかも考えると、相当タイムラグが出てくるのかなということを心配しますので、ただ、これまで2億円までの予算が3億円弱までということで、それ以上、4億円も5億円もお金だけあれば工事が進むという状況でもないとも聞いておりますので、3億円なら3億円で、しっかり着実に毎年進めながら、

さっき言いました自由通路の設置とタイミングを、少しでも短縮して合わせられるような形で、四日市市としても四日市港管理組合のほうに強く要望していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいでしょうか。

○ 山口智也委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

○ 早川新平委員

ワクチン接種の1回目から4回目までの接種率を教へてほしいのと、それから、ロングビーチ市との60周年の遊具で、900万円というのは準備やけど、遊具というものは幾らぐらひのやつを計画しておるのか、その2点を教へてください。

○ 須藤新型コロナウイルス感染症対策室参事

須藤でございます。

ワクチンの接種率についてでございますが、一番最新の12月8日の時点で、まず、65歳以上の方の1回目が96.68%。2回目が96.3%、3回目が90.94%、それから、4回目が77.47%でございます。全体にいたしますと、1回目が81.3%、2回目が80.97%、3回目が64.15%、4回目が33.64%。

以上でございます。

○ 岡田秘書国際課長

秘書国際課、岡田です。

遊具のご質問をいただきました。9ページの上段に遊具のイメージとございますが、先

ほども説明させていただいたとおり、どんな遊具ができるかはこれから提案いただくものですが、参考として、私どももどんな規模ができるかをお調べさせていただきまして、複数の業者から聞いたところ、これぐらいのというところというのが載せてありますが、こちらの遊具が定価で634万7000円というものでして、これに工事費などを加えて、900万円まででこれぐらいの規模の遊具ができるというふうに、公園緑政課さんとも相談させていただいて、この値段を設定させていただいております。お願いします。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

ゆめくじらを設置したときに、霞の企業さんから、緩衝緑地に人を集める施設というのでえらいお叱りがあったんだけど、ここというのは、そういう問題は解決しているのかな。例えば、ここへまた遊具を設置して、また人を集める施設、ゆめくじらは平成23年のときにやったときに、企業団地さんのほうから、緩衝緑地にということでお叱りがあったという、荒木部長はご存じやと思うけど、そのところはもう解決しているのか、それとも説明済みなのか、黙認なのか、そこだけ教えてください。

○ 岡田秘書国際課長

私どもゆめくじらは、今でもたくさん子供連れの親子が集まっておりまして、そちらのほうにヒアリングに行って、その分析で、低年齢児のほうの遊具がもう少しあったほうが良いというような意見を聞いて、今回、提案させてもらっておりまして、早川委員のおっしゃっていただいた緩衝緑地の企業さんへは、まだ交渉はさせていただいたことはございません。申し訳ございません。

○ 荒木政策推進部長

政策推進部、荒木でございます。

一応、経緯については課長から申し上げたとおりなんですけど、委員おっしゃっていただくようなことはごもっともでございますもので、この補正予算をお認めいただきましたら、一通り企業の寄附をいただいて緩衝緑地としていただいております方の企業にはご説明に上がりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

僕が指摘とかというんじゃないしに、当時、田中市長のとときにゆめくじらを設置して、そういう意見が企業さんのほうからあったということは既成の事実なので、その関係をうまくやらないと、四日市市にとっても大きな痛手というところもある。緑化率も下げて、企業さんが来ていただけるようにやっているのやけれども、こういったちぐはぐなところの考え方の相違というのものもあるやろうけれども、そのところだけソフトの部分もきっちりやっておいていただきたいと思います。

以上。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方。

○ 加納康樹委員

簡単に3点です。

まず最初が、一番最後のところ、12ページの最後の定例記者会見等音声ファイル反訳業務委託、市長の定例記者会見等の議事録を作成する、「等」って何でしたか。

○ 秦政策推進部参事兼広報マーケティング課長

広報マーケティング課、秦です。

定例記者会見のほかに、例えば市長が地域を回って懇談会をやっておりますが、ああいふのも議事録を取っておりますして、そういったものの反訳の費用にも充てております。

以上です。

○ 加納康樹委員

分かりました。

次、3ページに戻っていただいて、四日市港管理組合の部分で、総務費のところの補正のところ、電気料金が増額しましたよというところと、もう一つが人件費の補正がありますというのはご説明いただいたんですけど、人件費が増えたのか、減ったのかも説明を

聞いていて分からなかったなので、詳細をお願いします。

○ 矢澤政策推進課長

政策推進課、矢澤です。

人件費としましては増でございます。1名増えているという部分もありますので、大きくは1名増えたという部分と、時間外の増というところでございます。

○ 加納康樹委員

それぞれ増ということで、分かりました。

最後が、4ページのところのコロナのワクチンの国庫支出金の返還に関してですけど、すみませんけど、ざっとキャッシュの動きって教えてもらえますか。いつぐらいに国から何十億円来て、いつぐらいに13億円戻すという。

○ 須藤新型コロナウイルス感染症対策室参事

まず先に戻させていただく時期でございますが、先ほどこの資料にも書かせていただきましたとおり、11月以降というところで、国のほうから決定次第、返還日の連絡が来ますので、今はまだ現在では来ておりませんが、来次第というところでございます。

それから、あと、動きというか、補助金の負担金の申請等なんですけど、実はこれ、ワクチン、2回目、3回目、4回目とそれぞれ回数が非常に増えてまいりまして、通常のそのほかの業務の補助金や負担金と違いまして、例えば補助金の申請なんかも、数回、そこに変更が入ったりとか、例えば補助金であれば、申請が令和2年度分も今回は入っているので、令和2年分が令和3年度の当初で、それから、年度をまたぐ部分については6月に申請をしたり、あと、9月に申請したり、それから、負担金についてもまた時期が違いまして、6月、それから、今年の3月、それから2月というようなところで、大体3回程度なんですけど、申請時期が分かれています。大体翌月に概算払いという形で、その都度申請した金額が国のほうから振込まれて、ですので、時期がまちまちで、今、委員の答えの大体という金額は、いつの時点で、どれぐらいというのはあれなんですけど、そういったことを含めて、全てをまとめて13億円余りを今後一括で返還させていただくというところで進めさせていただいております。非常にすみません、説明が分かりにくくて申し訳ないんですけど、このワクチンは、通常の他の予防接種と比べて非常に変わってまいりま

したので、そういった経緯がございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

当然、通常と違うんだらうなというのはよく分かります。その都度で国からも入金が行っているということで結構なんですけど、何で聞いたのかというと、かなり異例な国庫支出金なので、だけど、13億円も返すんですけど、異例だからこそ、別に13億円ずっと手元にあって、戻すというので、今の低金利の状態だからどうでもいいんですけど、利息とかは請求されないものなんですか。

○ 須藤新型コロナウイルス感染症対策室参事

利息とかは請求されないものでありますので、入れていただいたもので余ったものをお返しさせていただくという形になっております。

○ 早川新平委員

資料はないけど、ファイザーのワクチンの保管、マイナス20度以下かな。あれの電気代は地元の自治体の負担やんな。それに幾らぐらいかかっておるのかな、ちょっと教えて。

○ 須藤新型コロナウイルス感染症対策室参事

須藤でございます。

地元の自治体の負担なんですけど、委員に見ていただいたとおり、庁舎の中で一括で、新型コロナウイルス感染症対策室の中、それから、隣の部屋、それから、ここの隣もございしますが、全部一括でお支払いをしております。電気料金という形で、今年分というのは、まだちょっと出ていないと思います。ただ、かなり電気代はかかっていると思います。

○ 早川新平委員

概略でよかったんやけど、それがどうのこうのやなしに、さっき聞いても、これだけの接種率で4回目まで含めると全体で33.6%とかなり落ちているわけやんか。当初の場合は90%近くあって、回を追っての接種率が。この状態であると、さっきの返還しなきゃいかんということと、地元の自治体が雑駁な、例えば総費用の電気代で払っておるから出や

んと思うんやけれども、概算のところ、今すぐじゃなくてもいいけど、また分かったら教えてください。

○ 須藤新型コロナウイルス感染症対策室参事

また、ご報告させていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方、おられますか。

○ 樋口龍馬委員

質疑というか、意見なんですけど、先般、市民の方から、最近、広報よっかいちが非常に読みやすくなったので、このまま頑張ってくださいと励ましておいてくださいという温かいお言葉をいただきましたので、この場を借りて伝えておきます。

○ 伊藤嗣也委員長

貴重なご意見をいただいたというふうに思っております。

他にご質疑がある委員の方はおられますか。なしでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段、討論もないようでございますので、これより分科会といたしまして、採決を行い、採決の後に全体会へ送るかどうかをお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

討論はありませんでしたので、反対表明なしということによろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、反対表明もございませんので、簡易採決により行います。

議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第23目諸費、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目予防費、第8款土木費、第5項港湾費、第3条債務負担行為の補正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会へ審査を送るべき事項につきまして、委員の皆様からのご提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

それでは、全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、

第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第23目諸費、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目予防費、第8款土木費、第5項港湾費、第3条債務負担行為の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ここで休憩とさせていただきます。再開は午後1時といたします。お疲れさまでございました。

11:57 休憩

13:00 再開

○ 伊藤嗣也委員長

午前に引き続きまして、予算常任委員会を再開いたします。

議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費（人件費補正分）

第2款 総務費（人件費補正分）

第3款 民生費（人件費補正分）

第4款 衛生費（人件費補正分）

第5款 労働費（人件費補正分）

第6款 農林水産業費（人件費補正分）

第7款 商工費（人件費補正分）

第8款 土木費（人件費補正分）

第9款 消防費（人件費補正分）

第10款 教育費（人件費補正分）

第3条 債務負担行為の補正

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会といたしまして、議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務部所管部分について審査を行います。

総務部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 長谷川総務部長

総務部でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

私どもとしましては、人件費補正、それから、関係する債務負担行為の審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしくをお願いいたします。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。よろしくお願ひします。

議案第44号四日市市一般会計補正予算（第7号）の人件費補正部分についてご説明させていただきます。

タブレット、本日の会議、総務常任委員会、分科会、110、令和4年度11月補正予算参考資料（第7号）をお願いいたします。

今回、補正の総額は、一般会計で4億1700万円余りの減額をお願いするものでございます。

資料7ページをお願いいたします。

今回の人件費補正の主な理由でございますけれども、まず1点目といたしまして、人事院勧告に関する部分でございます。後ほど条例改正議案でも説明させていただきますが、本年度の人事院勧告に準拠いたしまして、若年層の給与表の0.3%の引上げ及び勤勉手当の支給月数の0.1月分の引上げをお願いするものでございます。これに係るものとして、1億5200万円の増額をお願いいたしております。

また、2点目といたしまして、毎年4月1日付で定期人事異動を行いますが、予算をご審議いただいた積算人数と実際の配置数にずれが生じますことから、補正をお願いするも

のでございます。職員の実数につきましては、正規職員、再任用職員において、今年度4月に積算人数まで確保できなかった分と年度途中での退職により3億8000万円の減額でございます。

3点目といたしまして、無給または給与減額される育児休業、病気休職の新規取得分による減額でございます。本年4月以降に新たに育児休業等を取得した職員の給与等2億800円余りの減額をお願いするものでございます。

4点目といたしまして、その他職員手当に関するものの増額でございます。4点を合計いたしまして、計4億1700万円余りの減額をお願いするものでございます。

人事課からの説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 森総務課長

総務課、森でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

引き続きまして、資料の36ページをご覧くださいませでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

お願いします。

○ 森総務課長

こちら、文書集配業務・文書集配室、印刷室管理業務委託費についてでございます。こちらの業務は現在も行っておりますが、この事業の目的と内容といたしましては、まず、市役所本庁舎と出先機関との間で一日2回、車両により巡回して行っております文書集配業務がございます。そして、その業務でやり取りをする本庁と出先機関の間の文書等の分別業務ないしは本庁舎地下の文書集配室の維持管理業務、次に郵便物の受付及びその集荷や発送を行う業務、また同じく地下にございます印刷室では、各課職員が必要に応じて印刷を行っておりますが、その設置している印刷機器等の管理、その使用受付等々を行う業務もやっております。

以上の業務を委託しまして、円滑に業務を遂行しようとするものでございまして、債務負担行為の限度額は1億1332万2000円、期間は、今年度から令和9年度までとさせていただきます。どうかというものでございます。

画像は、文書集配室の様子でございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **伊藤嗣也委員長**

ありがとうございました。

説明は以上でよろしかったでしょうか。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑等がございましたら挙手にてご発言願います。

○ **山口智也委員**

よろしくお願いいたします。

7ページの人件費補正の主な要因のところでは少しお伺いしたいと思いますが、当初予算の積算人数と実際に配置した職員数の差で3億8000万円の減ということなんですけれども、例年、大体どのぐらいなのかというのを教えていただけると。

○ **柴田人事課長**

例年につきましては、その年度によって差はあると思いますが、これに近いような数字、または少し今年度につきましては多いぐらいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○ **山口智也委員**

特に民生費、衛生費のところでは減が目立つので、コロナの影響もあるのかなというふうに思うんですけれども、実際に人が不足しているということになるのかと思うんですけれども、その辺りを今後どのように改善をしていくのかというところ、考えがあれば教えていただきたいです。

○ **柴田人事課長**

人事課、柴田でございます。

こういった状況も踏まえて、今年度から採用試験を6月に前倒しをさせていただいて、また、6月と9月の採用試験を2回実施させていただくというようなことで機会を増やしました。また、受験生の負担軽減というところから、市独自の試験をしていましたけれども、そちらを見直すという試験科目の見直しや、また今まで手書きの申込書、エントリーシートをインターネットでの申込みに変えたというところ、また、技術職につきましては受験年齢の引上げを行ったり、履修要件を撤廃する部分もあったりということをしていただいております。また、本人に対しての説明会だけではなくて、今年度、保護者向けの説明会をすることで、より身近に知ってもらおうというところも心がけてきたというところでございます。あわせて、近隣の大学や高校、また、そういう転職フェアなどに参加して、そういった人材確保に向けて対応のほう、取り組んできたというところでございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

様々採用面で、試験科目の変更であったりということで取り組まれている部分はよく分かりました。減額の大きさというよりも、実際に人が足りないというところが非常に懸念される場所なので、しっかりそこを改善していくように、引き続きよろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見ということで。

○ 樋口龍馬委員

同じ場所で、無給または給料減額された、いわゆる罰則によってどれぐらいの額が下がったという感じなんですか。人数も合わせて教えてもらえると、どれぐらいの職員に対する処分が今年あったのか、処分による減俸なのか。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

こちらにつきましては、処分という形というよりも、いわゆる育児休業したということ

で無給になりますとか、あと、病気休暇を取って、一定期間を過ぎますと給与減額、無給になるというところの部分での減額というところでございます。こちらにつきまして、育児休業でいいますと、当初の見込みより25名多く育児休業を取得されておるというところでございます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

何らか罰則を犯した者というのは、違うところで補正が上がってくるんですか。最後、不用額で上がってくるだけで終わりなのかな。

○ 柴田人事課長

こちらにつきましては、委員のご指摘のところにつきましては、全体の中での増額、減額ということで、支払わないということになりますので、いわゆる一個ずつの項目というよりもトータルでの話になってきますので、それだけでもって幾ら減額ということにはならないかなというふうに思っております。

○ 樋口龍馬委員

今回の審査に触れない形で結構ですので、どれぐらいの人間がそうなっているのかというのを知りたいです。また後日で結構ですから、資料を準備してください。

公務員が果たして刑事罰を受けることが多いのか、どうしても報道を見ていると職員というのが目立ちちゃいますよね。なので、私もいろいろ調べたんですわ、刑事事件に引かかる人たちの職業のやつとかも警察庁の出している情報なんかも見たんですけど、教員の犯罪が、全体的に青少年に係る犯罪が増えてきているとかというのは出ているものの、どうやって研修をかけていくことでそういうことを未然に防げるのかなというのは、大きな課題だなというふうに思っていますので、教職員に限らずですよ、公務員全般、我々市議会議員もそうですけど、そこら辺のモラルリテラシーというか、ということがしっかりできていかないと、これから先、信頼、信用というのは落ちるところまである程度落ち切ったのかなと思いますので、回復していかなくちゃいけないと思いますから、一度その辺の数字、出しにくいかもしれんですけど、つまびらかにしていただいて、どこかで議論できればなと思っています。

○ 伊藤嗣也委員長

資料、大丈夫ですか。

○ 柴田人事課長

準備させていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

他に。

○ 早川新平委員

山口委員が指摘しておったように、毎年的人员不足は慢性的と言ったほうがええのかも分からんけれども、社会情勢もあるやろうし、これから人が減っていくところになって、元の組み方が悪いのか、それとも絶対数量が足りない、人が集まらない、市職員になっていただけない。先ほど年に2回に試験を行うとか試験の前倒しとか、6月とか言っていたけれども、根本的に考えていかんと、減額補正とか、そんなものやなしに、絶対数が足らんということのほうが大きな問題やろうなど。ほかの職員さんや現場の人たちに負担がかかっていって、そこからまたいろんな問題が出てくると可能性があるんで、今までの常識ではなしに、絶対数は少子化で足らなくなってくるといところがあるので、部長、就任して間もないんやけど、今までの課長時代とか、そういったところから見ておって、自分やったらこうする、こう変えていけば少しは解決できていくのかなといところの思いがあれば、それだけ教えてください。

○ 長谷川総務部長

総務部、長谷川でございます。

今ご指摘いただきました慢性的な人員不足という点では、まず、これはデジタル化といつか、情報化といいますか、いわゆる仕事に対して効率を上げていくといところ、そもそも仕事の効率を上げるという点が、また、それはデジタル機器の力を借りてといところもございませし、実際採用できる人数とのずれであるとか、今回お示ししておる欠員の中に、実は、4月以降、退職者というのは15名いらっしゃいます。そんな中で、やはり

これまでどおり、雇用としては流動的になっている。私どもは4月採用というのは基本でございませけれども、そうではなくて、そういうタイミングでなくて、どんどん雇用が流動化されていくという社会現象もあろうかと思っておりますので、そういう流動的な人的資源と申しますか、人材の確保についても検討する必要があるかと思っております。その辺りは、まずは一つ、仕事の効率化、そして、人材の確保の流動性と申しますか、随時的なところもしっかり将来的には視野に入れて検討していく必要があると。

そして、また、ご心配をかけております、いわゆる病気休暇とか休職の長期休業の職員に対するケア、辞めないで復帰していただくというところについてももしっかりサポートも必要ですし、入った職員がずっと続けられるような研修体制と申しますか、その人たちがしっかり将来を見据えて役所でのキャリアを磨けるような、そういう体制についても今後検討していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

例えば都市整備部とか、現場のマンパワーが必要なところは必ずあるし、それから、今、部長の発言の中で、デジタル化で変えられるところ、それから、マンパワーが要るところ、絶対数量は必ず要るので、そういったところを若い力で、忌憚のない意見で、今までは旧態依然でやっておった現状がこれなので、そういう社会情勢も人口減少になっているんだから、これから余計に難しくなっていく。そういった知恵でやっていただければいいと思います。これは意見なので、答弁は求めません。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑のある委員の方、お願いします。よろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、他にご質疑もございませんので、これより質疑を終結いたします。

これより討論に移りますが、討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もなしを確認させていただきました。

これより分科会といたしましての採決を行い、採決の後に全体会に送るかどうか、お諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

別段、討論がありませんでしたので、反対表明なしということでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、特段反対表明もございませんでしたので、簡易表決により行います。

議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費並びに第10款教育費（人件費補正分）、第3条債務負担行為の補正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様からの提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

それでは、全体会に送らないものといたします。

[以上の経過により、議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費並びに第10款教育費（人件費補正分）、第3条債務負担行為の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ここで理事者の入替えを行います。ありがとうございました。

議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第7目 財産管理費

第23目 諸費

第3条 債務負担行為の補正

第4条 地方債の補正

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、財政経営部所管部分について審査を行います。

部長よりご挨拶をお願いします。

○ 松浦財政経営部長

財政経営部長の松浦です。よろしくお願いいたします。

本日は、補正予算をまずご審査いただいた後、条例改正議案の審査のほか、協議会のほうで公共施設等総合管理計画の改定についてご説明させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 小森資産税課長

資産税課、小森でございます。

資料でございますが、今日の会議、総務常任委員会及び分科会の209、補正予算資料の歳入をお願いしたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいでしょうか。

お願いします。

○ 小森資産税課長

それでは、3ページのほうは補正予算の概要を一部再掲させていただいておるものでございますので、またご確認をいただけたらと思います。

資料4ページをお願いいたします。

今年度の歳入補正予算についてということでございまして、表の上段、市税全体として4億8000万円の減額補正をお願いするものでございます。うち、補正する税目としましては、固定資産税、償却資産の現年課税分ということでございまして、補正前の額が181億8430万円、減額補正の額が4億8000万円、補正後の額が177億430万円でございます。

主な補正理由といたしましては、企業の設備投資の状況が当初の見込みを下回ったことから、税収が予算現額を下回る見通しとなったためでございます。その下の表につきましては、税収の大部分を占めます大規模な法人等の業種別の当初見込みとの比較を表した表

でございます。

私からは以上です。

○ 廣田財政課長

財政課、廣田です。

続きまして、資料の続きでございます。款16国庫支出金の補正です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、補正額9億3862万5000円を計上してございます。主な補正理由の欄をご覧くださいますと、①の第1回配分額として7億円記載してございますが、こちらについては、補正前の額として当初予算に計上した額でございます。それから、今回の補正予算の9億3800万円余りの内訳として、②と③の合計がこの9億円に対応するわけですが、9月30日交付決定分の5億7000万円余り、それから、3億6000万円の物価高騰対応分として第3回配分ということで内示があったものを計上した、その合計が今回補正額と対応してございます。補正後の額が16億5713万7000円となっております。

それから、次に款20繰入金でございます。繰入金といたしまして、財政調整基金繰入金です。20億2596万9000円ということで、今回、過年度国県支出金等返還金ということで21億円余りの返還が歳出のほうで増額補正がございまして、こちらにほぼ対応する形で収支差調整を行うものでございます。11月補正後の財政調整基金の残高は、補正予算の概要のほうにも記載してございますが、約143億円となる見込みでございます。

それから、次のページに行きまして、5ページでございます。

款21繰越金です。一般繰越金といたしまして69億8071万3000円を計上してございます。こちらにつきましては、8月定例会議会でもご説明した実施収支が85億円ほど出ましたので、そちらのこれまで6月補正で一部計上してきた分を差し引いた残り全額を、今回の11月補正で計上するものでございます。一般繰越金として、補正後の額は84億6744万5000円となる見込みでございます。

歳入の説明については以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 大森財政経営部参事兼管財課長

歳出につきましてご説明のほうさせていただきます。

タブレット資料、今日の会議、総務常任委員会、202補正予算資料、財政経営部、令和4年11月定例月議会予算常任委員会資料、令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）をご覧ください。よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいでしょうか。

○ 大森財政経営部参事兼管財課長

資料めくっていただきまして、3ページから5ページまでにつきましては、今回の補正予算案の概要の歳出関係部分につきまして抜粋して再掲させていております。

資料6ページをご覧ください。

市庁舎等管理運営費、電気料金、ガス料金でございます。コロナ禍の影響やウクライナ情勢等によるエネルギー、原材料の価格高騰、また円安の影響もあり、電気やガスの光熱費、ガソリン等の燃料費、そして、飲食料品など幅広い品目で価格が上がっているという状況がございます。今回、北館を含んだ市庁舎、総合会館及び本町プラザにつきまして、燃料費の高騰、電力入札の不調や使用料の変動などにより、電気料金、ガス料金に不足が生じますので、補正をお願いするものでございます。補正予算額といたしましては、電気料金といたしまして2830万円、ガス料金といたしまして1130万円、合計3960万円でございます。

説明は以上でございます。

○ 廣田財政課長

財政課、廣田でございます。

続きまして、7ページ、次のページでございます。

過年度国県支出金等返還金ということで、総務費の諸費で計上しているものでございます。2、内容のほうに一覧表として国庫支出金と県支出金の一覧を載せてございますが、国庫支出金の一番上のほうにワクチン接種に関する返還金が2行、データがございまして、まず3億円と10億円ということで、合わせまして13億円を超える返還金、こちらが大半を

占めてございます。一番下の数字を見ていただきますと、補正予算額として21億2318万5000円、こちらを計上してございます。主に福祉に関する厚生労働省に対する返還金が主でございます。

説明は以上でございます。

○ 大森財政経営部参事兼管財課長

管財課、大森でございます。

続きまして、資料8ページをご覧ください。

施設保守管理委託等に要する経費でございます。市庁舎空調用冷温水発生機保守点検業務委託でございます。市庁舎地下2階に設置している2台の冷温水発生機本体及び制御装置の点検、調整、塵埃除去等の保守作業を年4回実施するものでございます。債務負担行為の限度額は179万1000円、期間は令和4年度から令和5年度まででございます。

次に、北館を含みます市庁舎及び総合会館自動ドア保守点検業務委託でございます。28台の自動ドアの点検、清掃、調整等の保守作業を年2回実施するものでございます。債務負担行為の限度額は76万7000円、期間は令和4年度から令和5年度まででございます。

続きまして、総合会館空調設備機器保守点検業務委託でございます。10台のチラーユニット及びその他附属する補助機器の点検、清掃、調整等の保守作業を年4回実施するものです。債務負担行為の限度額は85万4000円、期間は令和4年度から令和5年度まででございます。

説明は以上でございます。

○ 廣田財政課長

財政課、廣田です。

続きまして、9ページ、次のページでございます。

債務負担行為のうち、事務用機器等運用経費としてまとめて計上してあるものの内訳を一覧表で示してございます。ナンバー1から13まで様々なものが上がっておりますが、主に車両でありますとか、コピー機ですとか、ソフトウェアのライセンスの使用料であったり、そういうものでございます。合計で1億8504万2000円を計上してございます。

歳出の説明は以上なんですけど、もう一つ、資料のほうを切り替えまして、追加資料請求があったものについてご説明をいたします。

資料戻っていただきまして、113の11月28日追加配付、令和4年度11月補正予算参考資料第7号追加分、113番でございます。113番の3ページをお開きください。

よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいでしょうか。

お願いします。

○ 廣田財政課長

3ページに物価高騰対策についてということで、豊田政典議員から、今回、補正で上がっている物価高騰対策について、検討内容の分かる資料を追加請求いただいたものです。まとめてまいりました、1番から国及び三重県の物価高騰対策として、全型とした国、県をまずまとめてございます。

まず、物価上昇が続いておりますので、これへの対応といたしまして、国は、4月と10月に経済対策を2回閣議決定しております。それによって、石油元売に補助することによって、本来200円程度に上昇するガソリン価格を170円程度に抑える、それから、食料品についても輸入小麦の売渡価格の据置き、それから、配合飼料の抑制等々の措置を講じております。さらに、電気、ガス料金につきましては、1月からになります、毎月の請求書に反映するような形で、激変緩和措置ということで燃料費調整単価を値引きする補助を直接小売電気事業者に打つということで、1月以降から来年度前半にかけて、標準的世帯で総額4万5000円ほどの家計負担の軽減が図られる見込みとされております。このように、まずは国の役割として、世界的な物価上昇や急激な円安の影響を受ける家計への価格転嫁が困難な企業の負担を直接軽減するという、対策が累次実施されてございます。

一方、内閣府が新たな枠として地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方自治体の取組に交付金を創設されました。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金というものでございますが、こちらについては、生活者支援と事業者支援という二つの柱の推奨事業メニューなるものが地方自治体に示されております。こちらがその下に書いてある別紙ということで、①から⑧までいろんな例を記載してございます。

めぐりまして、4ページ目でございますが、その一番上のほうで、三重県なんです、三重県については6月補正に続いて、9月補正、10月補正と連続して国の交付金を活用す

る形で、この推奨事業メニューをほぼ網羅する形で緊急支援策の予算化が図られております。

こういう国、県の動きを前提として受けまして、本市の物価高騰対策については、他市町の動向等も参考にしたわけですが、関係部局との調整を図って、11月補正予算を編成したところでございます。その際には、当面の緊急支援策として、介護サービスのように公定価格が定められているため、価格転嫁ができない福祉、医療の事業所に対する支援、それから、販売価格を自ら決定できないため、価格転嫁が困難な農家の支援など、重点的に絞り込んで支援することとしたところでございます。

追加資料の説明は以上でございます。

説明は、これで以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら挙手にてご発言願います。

○ 加納康樹委員

資料番号209補正予算資料、歳入のところから、4ページが一番上、固定資産税のところ、4億8000万円の減額補正を行いますというところで、説明もありましたけど、主な補正理由のところ、主な3業種に関してというところでの資料のご提示をいただいて、これの合計で4億2200万円なんですけど、あと5800万円の内訳というのは、どこかで見ることができるんでしょうか。

○ 小森資産税課長

資産税課、小森でございます。

何か見ていただける資料というのはございませんが、このほかに中小規模の法人に関する申告もございまして、そちらのほうでも、ほぼ今おっしゃっていただいたような額が減額となっております。

○ 加納康樹委員

それは、示そうと思うとあまりにも細かくて示せないぐらい細かいんでしょうか。

○ 小森資産税課長

この大規模以外のものを中小企業として分類をさせていただいておりますので、総額で幾らというふうな形ではお示しできるということになります。

○ 加納康樹委員

この3業種以外は、大企業がないということなのか。

○ 小森資産税課長

すみません。説明が悪くて申し訳ございません。

大規模の中で減額になったものをこの表には載せさせていただいております、大規模法人の中でプラスになった業種もございます。そのほか、主なものとして申し上げたのが、大規模法人以外の中小企業についても減額になっているということでございます。

○ 加納康樹委員

大規模、小規模は抜きにして、今ここでは3業種が示されていますけど、ほかの業種でどうだったのかというのは見ることはできないのか。

○ 小森資産税課長

大規模なものに関しましては、ほかの業種についてお示しをさせてもらうことはできません。中小企業につきましては、ごめんなさい、なかなか数も多くて分類が行き届いておりませんもので、お示しするのが難しいという形でございます。

○ 加納康樹委員

であれば、別に資料請求とか、後回しにしなくてもいいので、今、大規模でお手元にある分で、どういう業種で、どのぐらいの減なのか。もしかしたら、業種によっては増なのかというのを、ざっと口頭でも今言ってもらえばいいんですけど。

○ 小森資産税課長

申し上げます。機械器具製造業で3億5000万円とか、それくらいが減でございます。石油化学のほうで2800万円ほどのプラスでございます。電気、ガスは書いてありますね。食品製造業が3300万円ほどのプラスでございます。運輸・通信業が340万のプラスでございます。すみません、先ほど申し上げた食料品も3330万円でございます。申し訳ございません。

○ 加納康樹委員

というと、残りの、今、プラス要因ばかり言ってもらっちゃったので、逆にマイナスの計算でいくと、数字が離れていったんですけど、その他細かい中小企業さんの減を積み重ねると、あと5000万円くらいあるんだよということでもいいんですか。

○ 小森資産税課長

その他の中小のほうで6100万円ほどの減となっております、先ほどの表のものと、大規模の中のプラス・マイナスをしたものと、総計すると4億8000万円ほどの減になるということでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

傍聴の方が2名入られました。報告させていただきます。

他にご質疑のある委員の方はおられますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ないようでございます。

他に質疑もございませんので、これにより質疑を終結いたします。

これより討論に移りますが、討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようでございますので、これより分科会としての採決を行い、採決の後に全体会に送るかどうかをお諮りしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

それでは、採決を行います。

先ほど討論がありませんでしたので、反対表明はなしということでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、第23目諸費、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正については、原案のとおり決することに
ご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に全体会へ審査を送るべき事項につきまして、委員の皆様からの提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしとお声をいただきました。

それでは、全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、第23目諸費、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

理事者の入替えをお願いいたします。

委員の皆様、しばらくお待ちください。

それでは、続けさせていただきます。

議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）について

第3条 債務負担行為の補正

○ 伊藤嗣也委員長

予算常任委員会総務分科会といたしまして、議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、議会事務局所管部分について審査を行います。

局長よりご挨拶をお願いします。

○ 北住議会事務局長

議会事務局でございます。

議会事務局のほうでは、議会費のほうで1件、債務負担行為の補正を上げてございますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

説明は課長のほうからさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、資料説明をお願いします。

○ 西口議会事務局議事課長

議事課長の西口でございます。

私からは、議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第3条債務負担行為の補正のうち、議会事務局関係部分についてご説明申し上げたいと思います。

説明につきましては、補正予算参考資料で行いたいと思います。タブレット、今日の会議、総務常任委員会フォルダの資料ナンバー110番、令和4年度11月補正予算参考資料第7号、61ページをご覧ください。

よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

お願いします。

○ 西口議会事務局議事課長

業務・事務処理委託等に要する経費のうち、よっかいち市議会だより印刷業務委託、こちらにつきまして、各定例月議会などの審議内容、議会の情報をまとめて議会だよりを印刷するための業務委託になります。

債務負担行為限度額は1434万2000円、期間は令和4年度から令和5年度でございます。新年度の令和5年度当初からの業務委託を開始するに当たり、令和4年度中に契約を締結するため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございますので、ご質疑がございましたら挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしのお声をいただきました。

他にご質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

他に討論もございませんので、これより分科会としての採決を行い、採決の後に全体会へ送るかどうかをお諮りしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

それでは、採決を行います。

討論がございませんでしたので、反対表明なしということでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、反対表明もありませんでしたので、簡易採決により行います。

議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第3条債務負担行為の補正のうち、議会事務局所管部分については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に全体会へ審査を送るべき事項についての委員の皆様から提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第3条債務負担行為の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

予算審査については以上でございます。

総務常任委員会に切り替えますので、森委員に入室いただき、また、理事者の入替えも行いますので、委員の皆様は少々お待ちください。ありがとうございました。それなら再開は午後2時でお願いします。休憩で。

13：43 休憩

13：56 再開

議案第58号 四日市市税関係手数料条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、議案第58号四日市市税関係手数料条例の一部改正について審査を行います。資料の説明をお願いいたします。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

市民税課長の清水でございます。よろしくお願いたします。

資料でございますが、タブレット端末、画面左側のホームをお開きください。次に今日の会議内、総務常任委員会をお願いいたします。その中の104、提出議案参考資料をご覧ください。こちらの資料で説明をいたします。

12ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

議案第58号四日市市税関係手数料条例の一部改正でございます。

コンビニ交付サービスの利用促進等を目的としまして、マイナンバーカードを使い、コンビニエンスストアにおけるマルチコピー機で各種証明書を取得する場合、その手数料を減額しようとする改正でございます。

2の改正内容でございますが、証明書ごとの改正前の現行手数料と改正後の手数料額を示しております。市民税課が関係します証明としましては、表の一番下、所得課税証明書になります。これまで1証明書に対し200円の手数料でございましたが、これを150円とし、50円減額いたします。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これよりご質疑に入りますが、質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 山口智也委員

表の5種類合わせて、年間でどのぐらいの手数料収入というのがあるか、お分かりでしょうか。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

住民票の写しから戸籍証明書に関しましては、議案第59号の戸籍関係手数料条例になってきまして、今、全て把握はしてございませんので、申し訳ございません。

○ 山口智也委員

分かりました。

コンビニ交付になるというところで、引下げによって、収入の増減というのは、今後どういうふうになっていくというふうに見られているのでしょうか。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

やはり50円減額することになりますので、年間の歳入減としましては、約230万円を当初見込んでおります。

○ 山口智也委員

230万円減ということですね。その程度ということですね。分かりました。

あと、最後にコンビニのほうがお得になっていくということになると思うんですけども、今後、市民の方に対して、このことの周知はどのようにされていくのか。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

今回上程させていただきまして、お認めいただいた場合に、今後は4月1日の施行までにホームページでありますとか、あと、広報紙、それから、市民向けのリーフレットを作成して、説明させていただく予定でございます。

○ 山口智也委員

分かりました。お得になる話なので、広まるのは早いなどは思うんですけども、広報活動にもしっかり力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方は。

○ 樋口龍馬委員

ここの部分から少しはみ出してしまうので、今回、意見だけにさせてもらいたい。意見というか、お願いなんですけれども。こういうふうにコンビニ発給に移っていくと、窓口の手間というのはある程度減って、業務量も減ってくるとか、将来的に見込まれると思うので、これは市民生活部と協調しながら、凸凹をなくしていかないかと思うんですよね。

仕事を奪うことになってしまうかもしれないですけども、コンビニに移行していくことによって、窓口業務が減ってきたとか、地区市民センターの業務量が減ってきたとかということもモニタリングはしていかなきゃいけないのかなというふうに思っていますので、そこら辺のことは、今後、連携しながら調査研究を進めていただきたいということだけお願いをしておきます。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見。

○ 早川新平委員

今、樋口委員が指摘したところと同時に、市民の方からの意見の中で、コンビニで、例えば住民票とか戸籍の件で、個人情報というご指摘があったご意見は、執行部はつかんでいるのかな。そういう危惧をされている方々に理解を得るところ、そこも同時に考えていかないかんと違うかなと。特に個人情報の危惧をされている市民の方というのは必ず見えて、それがコンビニで誰でもというか、取れるという形になってくるところに危惧をされている方の不安というのを払拭していかないかと思うし、コンビニでこういう業務を移行していくということは、やぶさかでは別はないんだけど、今、樋口委員が指摘したようなところも必ず同時に出てくるので、もっとうがった見方をしていくと、お隣の桑名市のように窓口業務を減らしていく第一歩なのかなという危惧するところもあるので、誤解を招かんようにそこだけはお願いしたいんですけども、何かご意見があったら一言だけでも欲しいわ。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

今おっしゃっていただいた個人情報のところに関しましても、市民の混乱を招かないような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

なしでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段、討論もないようでございますので、これより採決を行います。

反対表明はなしということよろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第58号四日市市税関係手数料条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第58号 四日市市税関係手数料条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、理事者の入替えて、次に協議会に入らせてもらいます。よろしくお願いま

す。

14:03 休憩

14:46 再開

- 議案第51号 四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第52号 四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正について
- 議案第53号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第54号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第55号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第56号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 議案第57号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第67号 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 議案第74号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議について

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、総務常任委員会といたしまして、議案第51号四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてないし議案第57号四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について及び議案第67号四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第74号三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議についてを一括して審査を行います。

資料の説明を求めます。

○ 森総務課長

総務課、森でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、お手元のタブレット、104、提出議案参考資料（11月22日差し替え後）という資料をご覧くださいませでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

いいですか。

お願いします。

○ 森総務課長

ありがとうございます。

それでは、5ページをご覧くださいませでしょうか。

こちら、議案第51号は、四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定、52号は、四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正でございます。

令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律が改正されることを受け、これまで別の法令で規定されておりました国、独立行政法人等、民間事業者、各地方公共団体等の個人情報保護の法体系が一本化されます。これは資料真ん中ほどのこちらの図に書いてございます。

本市におきましても、今まで条例に基づいていた個人情報保護制度が法律による適用へと変わることになります。このため、個人情報の保護に関する法律施行条例を新しく制定するとともに、関係条例の整備を行おうとするものであります。

法施行条例では、開示手数料、開示請求に対する決定までの期間等を規定します。

次に、6ページをご覧ください。

こちら、法施行条例の附則によりまして、関係する条例を改廃しようとするものでございます。また、情報公開・個人情報保護審査会設置条例においても関係する規定を整備いたします。

施行期日は、いずれも令和5年4月1日でございます。

以上です。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第53号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから議案第57号四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてまでの5議案について、一括して説明させていただきます。

説明につきましては、資料は引き続き7ページをよろしくお願いいたします。

議案第53号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、先日、10月24日の総務常任委員会において説明させていただきました職員の定年年齢引上げに関する制度の整備に関するものでございます。

先日の説明と繰り返しになりますけれども、今回の主な改正点といたしまして5点ございます。

1点目といたしましては、令和5年度から、資料のとおり職員の定年年齢を現行の60歳から2年に1歳ずつ引上げ、令和13年度以降は65歳が定年となります。

2点目といたしましては、管理監督職につきましては原則降任していただき、課長補佐級として勤務していただくということになります。

3点目といたしまして、60歳に達した日以後の最初の4月1日から引き上げられた定年前に退職した職員は、本人の希望により短時間勤務の職として勤務できる定年前再任用短時間勤務制度を導入します。また、勤務条件につきましては、現行の再任用短時間勤務職員と同等ということになります。

なお、現行の再任用職員制度につきましては、法改正により廃止となりますが、令和13年度の定年年齢の段階的な引上げの完了時までは暫定再任用として残るということとなります。

4点目といたしましては、60歳以降の運用、給与等に関する情報をあらかじめ提供し、60歳以降の勤務の意思の確認をまいります。

5点目といたしまして、職員の給料月額は、当分の間、原則7割水準ということになります。

なお、その影響を受けることとなります退職手当につきましても、当分の間、60歳の達した日以後は今後引き上げられる予定の定年退職日以前に退職した場合であっても定年退職の支給率によって算定し、支給するということとなります。

資料8ページでございますけれども、こちらにつきましては、雇用保険法の改正によりまして、雇用保険の受給期間が事業を開始した場合には最大3年間、受給期間に算入しな

いという特例が新設されたことに伴いまして、併せて改正をお願いするものでございます。

続きまして、資料9ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、議案第54号から57号までの条例改正はいずれも本年度の人事院勧告等に準拠し、関係する条例の改正をお願いするものでございます。

令和4年度の人事院勧告は、8月8日に出されました。調査の結果、公務と民間の給与比較において、月例給で921円、ボーナスで0.11月分の差額が発生していることから、引上げの勧告が出されました。その引上げの内容についてでございますが、給与表につきましては、初任給から若手を中心に平均改定率0.3%の引上げ、勤勉手当の支給月数の0.1月分の引上げが主な内容でございます。また、国家公務員の給与表等の改正につきましては、人事院勧告どおり国会において既に可決、成立してございます。

議案第54号につきましては、議員の皆様はの期末手当でございますが、市議会議員の期末手当につきましては、国会議員等との整合性を持ち、国家公務員の指定職に準じて改正を行っておるというところでございます。改正内容でございますが、現在の12月期末手当の支給月数を0.05月引き上げるというものでございます。また、令和5年度以降につきましては、6月及び12月の期末手当の支給月数を均等化するというものでございます。

次に、議案第55号につきましては、市長及び副市長の期末手当についてでございますが、議員の皆様と期末手当の配分は同じということになってございます。

次に、議案第56号につきましては、一般職員に対するものでございます。

資料10ページのほうをよろしくお願いいたします。

民間給与との格差是正のため、初任給及び若年層の給与の月額を0.3%、平均で引き上げるといふ給与表の改定を行うとともに、一般職員の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げるといふものでございます。また、令和5年度以降につきましては、6月及び12月の勤勉手当の支給月数を均等化するというものでございます。

なお、今回の一般職員に対する給与改正につきましては、職員団体と交渉を持ち、妥結してございます。

続きまして、議案第57号につきましては、任期付職員に対するものでありまして、資料11ページをお願いいたします。

給与表におきましては、1号給の給与月額を1000円引き上げるとともに、期末手当の支給月数を0.05月分の引上げをお願いするというものでございます。また、令和5年度以降につきましては、6月及び12月の期末手当の支給月数を均等化するというものでございま

す。

人事課からの説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 中山選挙管理委員会事務局次長

続きまして、議案第67号について、選挙管理委員会事務局の中山からご説明申し上げます。

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書は165ページから169ページ、提出議案参考資料は20ページでございます。

最近における物価の変動及び消費税率の引上げを踏まえ、国において選挙運動に係る公費負担の限度額が引き上げられることになりました。具体的には、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公費負担に係る限度額の引上げを内容とする公職選挙法施行令が一部改正され、令和4年4月6日に公布されました。これに準じて、本市の関係条例を改正するものでございます。その内容としましては、選挙運動用自動車の使用、ビラやポスター作成の公費負担に係る限度額を引き上げるよう改定するもので、現行の単価から2から3%程度増額するものでございます。詳細につきましては、参考資料の20ページに記載のとおりでございます。

まず、①選挙運動用自動車の使用に関しては、一般運送契約以外の借入れについて、現行の「1万5800円」から「1万6100円」に、燃料費は「7560円」から「7700円」に改正するものでございます。

②の選挙運動用ビラの作成単価は「7円51銭」から「7円73銭」に改正し、また、③のポスターに関しましては、作成単価を現行の「525円6銭」から「541円31銭」に企画費を「31万500円」から「31万6250円」に改正するものでございます。この点に関しまして、補足説明がございます。タブレット、一つ戻っていただきまして、005、総務部選管事務局資料（追加資料）の総務常任委員会資料、議案第67号に係る追加資料の3ページをご覧くださいませでしょうか。

よろしいでしょうか。

まず、①の自動車の借入れについてでございますが、米印の1にありますとおり、一日当たりの自動車の借入れの限度額は、契約金額または1万6100円のうちの少ない金額掛ける使用した日数でございます。また、燃料費につきましては、米印の2のとおり、7700円掛ける立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数と、立候補届出の日から選挙期日の前日までに給油した燃料代の総額を比較して、いずれか低いほうが限度額になります。

そして、次に米印3のビラにつきましては、大きさが、長さが29.7cmで、幅が21cm以内で、これはちょうどA4判のサイズでございます。公費負担の限度額は、作成単価に作成枚数を乗じて得た金額でございます。作成枚数の限度としては、四日市市議会議員の場合は4000枚、四日市市長の場合は1万6000枚というふうに公職選挙法で規定されております。

それから、米印4のポスターに関しましては、大きさが、長さ42cm、そして、幅が30cm以内のもので、限度額は作成単価に作成枚数を乗じて得た金額でございますが、枚数は、ポスター掲示場の数が限度となっております。平成31年度の例で申しますと、ポスター掲示場は427か所ございました。ここに記載の算式で計算した単価にポスター掲示場数を乗じて得た額が公費負担の限度額になります。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 森総務課長

それでは、恐れ入りますが、また資料のほうは戻っていただきまして、104、提出議案参考資料のほうをご覧くださいませでしょうか。こちらの27ページをご覧くださいと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

議案第74号三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議でございます。同組合は、県下29市町を構成団体とする一部事務組合でありまして、三重県自治会館の設置、管理及び処分に関する事務や関係市町の議員及び職員の共同研修に関する事務などを共同処理するために設置され、現在では六つの事務を担っております。このたび、その事務のうち物

品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務を共同処理する市町に伊勢市及び松阪市を追加しようとするものでございます。同組合の規約の変更については、全ての構成団体の議会の議決が必要となることから、この議会において議決を賜りたくお願いをするものでございます。

なお、その議決を賜って、全市町がそろいましたら、施行の期日は令和5年4月1日を見込んでおります。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明は以上でよろしいですか。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 加納康樹委員

たまたま眺めていて分からないので教えてほしいんですけど、議案書本冊の214分の24ページ、そこで、第4条四日市市職員の懲戒手続及び効果に関する条例の改正がこの中に含まれているんですけど、これが読んでもあまり意味がよく分からないので、分かりやすく教えてほしいです。要するに、改正すると10分の1を超える場合が今回の改正に絡んで発生するという事なんですか。ちょっと読んでいて分からないので教えてくださいというだけです。

24ページの真ん中の表です。

○ 柴田人事課長

こちらにつきましては、定年延長に伴いまして7割に減額するというようなときに渡ってくるというか、60歳で本給が7割に減額されるというときに、もともとの金額の処分額、それと、7割になったときの減額額というところで減ずる額が現に受ける給与の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものというように記載させていただいておるというところでございます。

○ 加納康樹委員

というと、1日だと起こり得ないけど、1年以下、例えば60歳になる直前ぐらいで懲戒を受けて1年となると、以降、減額をする。だけど、その減額の額は7割になるけど、従前の10分の1を処分の間は引かせていただきますという、そういう見方でいいんですか。

○ 柴田人事課長

それは、上限が減額された10分の1になるということでございます。

○ 加納康樹委員

だから、10分の1に相当する額を超えるときは、当該額の当該が何を指すのかということ、従前もらっていたけど、この7割になったからという、その3割というのか、何というのが、それに相当するところが、この当該という言葉がそこを指すという意味なのか。

○ 柴田人事課長

そういった形で理解していただければというふうに考えております。

○ 加納康樹委員

分かりました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移りますが、討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明もないということでございます。それでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、簡易採決により行います。

議案第51号四日市市個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてないし議案第57号四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について及び議案第67号四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について並びに議案第74号三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第51号 四日市市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、議案第52号 四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正について、議案第53号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第54号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第55号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第56号 四日市市職員給与条例の一部改正について、議案第57号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第67号 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第74号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議について、採決の結果、別段異議なく可決

すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

以上でよろしいですね。

それでは、協議会に行きたいと思いますが、それだけよろしいでしょうか。このままでよろしいですか。

15：08 休憩

15：14 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それなら休会中の所管事務調査について確認させてください。

実施したい調査項目とか意見のある方はおられますか。確認でございます。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、なしということで。

また、次に、11月定例会議会の議会報告会の件でございます。シティ・ミーティングも含めてでございますが、12月27日水曜日18時30分から、総合会館8階視聴覚室で行います。常任委員会、正副委員長のどちらか1名が出席することとなっておりますが、前回、私、出ませんでしたので、今回、私のほうで、委員長のほうで出席させていただきますので、ご報告申し上げます。

また、他の委員の皆様につきましては、任意となっております。参加をご希望される委員の方は、12月26日までに事務局まで申出のほうをお願いいたします。

それから、次に2月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングについてでございます。日程及び会場については、各常任委員会において決定することが議会運営委員会で確認されております。日程につきましては、議会運営委員会で示された案のとおり、令和

5年3月29日水曜日午後6時30分からとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

開催場所でございますが、南部ブロックのうちから決定したいと思います。開催場所につきまして、会場につきましては、直近で開催してから最も遠ざかっております川島地区市民センターで開催をしたいと思いますが、ご意見よろしいでしょうか。ちなみに、それよりもう一つ近いのが内部地区でございましたが、川島地区が一番遠かったということでございます。前回も一番遠いところでずっと来ておりますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、川島地区ということになります。

次に、ワイ！ワイ！G I K A Iにつきまして、11月18日に四日市農芸高校へお伺いし、開催についてお願いをしましてまいりました。開催の概要について、事務局より説明させます。

○ 川合議会事務局主事

議会事務局、川合でございます。

資料をご用意しておりまして、901、ワイ！ワイ！G I K A Iについてという資料をお開きいただけますでしょうか。

ワイ！ワイ！G I K A I開催概要の案ということで、ご依頼させていただいたのが、四日市農芸高校の生徒会の方と農業クラブ、家庭クラブの生徒さんということで、約20名というふうにお聞きをしております。

日時ですが、1月18日放課後、授業が午後3時半までと聞いていますので、午後4時から大体1時間半程度、実施をしていただければと思っております。集合は午後3時50分頃までに四日市農芸高校に現地集合というところで、管理棟という棟がございますので、そちらの前の駐車場を使用していただければと思っております。場所は農芸高校の第2会議室というところをお借りする予定でございます。

テーマが、市議会についてと市議会議員について、生徒の皆さんに知っていただくというのと、防災と食がテーマでございまして、災害時の食についてということです。高校生の取組ですとか、地域での取組を踏まえて、高校生と何でも話合いをしていただければと思います。当日の進め方、挨拶等々は書かせていただいているとおりでございますけれども、意見交換については、4グループに分かれて、テーマに沿って意見交換をしていただきたいなと思っております。トークテーマは記載のとおりでございます。グループ分けにつきましては、委員の皆さん、2人ずつ、4グループに分かれていただいて、生徒の皆さん5人と意見交換をしていただくというような形で考えております。

最後、各グループから委員様のほうから、意見、感想を述べていただきまして、生徒の皆さんからも感想をいただいて、最後、ご挨拶ということで終了というような流れで考えてございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

何かご意見等ございますか。

まだ調整中の段階ですね。

何かご意見等がございましたら、担当書記の川合さんのほうによろしく願いをいたします。

それでは、あとは行政視察につきまして、6月定例会議会の総務常任委員会においてお出ししたテーマを基に正副委員長において調整させていただいた結果、視察先につきましては、ファイルアップロードしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

ファイル名は、902、行政視察先についてです。

視察先の概要について、事務局より説明させます。

○ 川合議会事務局主事

事務局、川合でございます。

委員長がおっしゃっていただきました902の行政視察についてという資料をご覧ください。

1月23日から25日というところで組ませていただいております。上から千葉縣市原市、

宮城県仙台市、静岡県掛川市ということで、今、依頼をさせていただいております。

市原市に関しては、令和元年のときに台風の大雨被害に遭っていますので、今回、決算審査で提言を行った降雨災害の関係で参考になるかなというところで上げていただいております。

宮城県仙台市、こちらは、昨年度に行けなかったところというところはあるんですけども、コンビナートでの災害の消防の訓練をしておりますので、そちらの視察というところで、静岡県の掛川市につきましては、遺体収容所の開設の運営の訓練というのを行っておりますので、そちらの内容をお聞きいただくという内容で考えてございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

委員の皆様から、何かご意見等はよろしいですか。

特にまたありましたら、担当書記の方にお伝えいただくか……。

○ 加納康樹委員

何となくぼやくんですけど、この時期で、本当に宮城に行くんですか。

○ 伊藤嗣也委員長

一応、その予定で今は進めておりますが。

○ 加納康樹委員

最後にもう一個言うと、実はうちの会派が今年の頭に大失敗をやらかしているんですけど、この時期の東北って、仙台だからいいんだろうと思うけど、結構リスクで、うちの会派は、行くだけ行って、途中で吹雪で行けなくなっているんで、ちょっとやらかしているんで。

ネガティブな発言で申し訳ありません。

○ 山口智也委員

私も同じような感覚を持ってしまして、今後の新型コロナウイルス感染症のステージが

どんなふうかというところで行動制限がかかってくるのかどうかというところも関係してくると思うんですけども、その基準に基づいてやるのか、我々で自主的な判断でどうするかというのは、どちらになるかはちょっとあれですけども、万が一何かあったときに、この時期はなかなかリスクイかなという気はしているので、最終判断ですよ。いつまでに判断をするかというタイムリミットがいつまでかというのを明確にしておいて、チケットの準備とかもあると思いますので、あと、先方さんへの予約なんかもあると思いますので、その辺でしっかり判断していかなあかなというのは。

○ 伊藤嗣也委員長

それは当然のご意見というふうに思います。

今のところは、受入先のほうは全てオーケーでございまして、あとはチケットでしたっけ。一応、こういうケースは私も初めてで、ごめんなさいね。皆さんが、例えば全員で難しい、例えば辞退するわという方が見えるかもしれませんが、委員会の行政視察として行くのか、行かないのかということやと思うんですけども、何らかの行動制限が出た場合は、これは当然配慮すべきだというふうに思いますが、それが出なかったら、視察に行くということで、例えばいかがでしょうか。

○ 山口智也委員

出なかった場合についても、我々で自主的な判断という形であろうかと思しますので、それはタイムリミットとしてはどうなんですか。いつぐらいに最終判断を。

○ 樋口龍馬委員

過去の事例で、そういう自主的な判断を伴った場合は、政務活動費の外で、議員各位がそれぞれの責任においてキャンセル料を払っているというケースがあったかと思しますので、それに準拠したらいいんじゃないですか。チケットを手配するということであったり、ここの場所でも皆さんで行かないという話としては別ですけど、基本的に設定した以上、公務なので、公務に参加するか、しないかということの議論自身が本来ナンセンスですから、社会的な情勢の中で行けないとかという物事は出てくると思うんですけども、私は個人の判断を伴った場合については、自身の責任でキャンセル料を支払えばいいんじゃないかなというふうに思っていますし、公務に参加しなかったということについての説明責

任というのは、ご自身で負っていくのが議会議員かなというふうには感じております。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員

それ以外、セーブのしようがないんじゃないかと、やりようが。

○ 森 康哲委員

リモートに切り替えるということはできないんですか。現地視察が基本やと思うんですけども、内容を見ても、リモートでできる範囲内のことに切り替えるというのも検討してみたらどうかなと思うんですけど、新型コロナウイルス感染症の発生状況とか、時期的に見て。

○ 伊藤嗣也委員長

その辺についても、日にち的な線引きが出てくるんですかね。

すみません、前例とか、事例とか、なかなかないもので、皆さんと一緒に集まる機会も難しくなってくると思いますので。

○ 早川新平委員

事務局は、例えばチケットのキャンセルはいつまでやったら可能かというのを調べておかなあかんのと、今、森委員がおっしゃったのは、視察に四日市市に来てもらうときでも、来る予定だったのが1週間とか前にリモートになりました。新型コロナウイルス感染症で向こうが来ないからという、そこの変更はできるやろう。

だから、それだけ決めておけばええんと違うの。

○ 西口議会事務局議事課長

キャンセルについては、切符の関係は、出発直前まではキャンセルは利くとは思いますが、ホテルの関係がありますので、それは一度担当書記のほうで確認はさせていただきますが、リモートの視察につきましては、これは先方さんの設備が整っておるかど

うかを含めての確認も必要ですので、そもそも今回、アポイントが取れておる団体さんがオンラインの視察に対応できるだけの設備を持っているかどうかというところもありますので、急に切替えというのは、なかなか対応が難しい場面が出てくるかなと思いますので、その辺りの確認も併せてさせていただきますので、まだ全体会等々で寄っていただくタイミングがありますので、その場で確認させていただくというようなことをご理解いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 加納康樹委員

雰囲気的に1月の、新型コロナウイルス感染症もあるけど、いろいろと皆さん、浮足立っているような時期でどうなんだろうという本音が——私は本音をしゃべっちゃってますけど——それぞれ皆さんにないのかなという思いがなくはないんですが、皆さん、ぶっちゃけどうなんでしょうか。

だけど、樋口委員が言われるように、公務だと、それはそうです。そのとおりです。

○ 樋口龍馬委員

みんなで決めればでしょう。

行かんとみんなで決めれば行かない。行かん理由としては、あまりにも貧弱やなという気はするのはするんですよね。

○ 伊藤嗣也委員長

正副委員長としては、6月にそういう話をして調整してきたということで、この場で皆様に報告させていただいたということがございますので、それは何と言ってええのかな。

○ 井上 進副委員長

リモートにしても3か所、例えば毎日別個にするわけにもいかんと思うので、一日に集合するなりなんなりは、皆さんの都合もあるやろうけれども、例えば初日なり2日に決めて、3か所全部あかへんにしても2か所だけするとか、そういった形にならざるを得んのかなと思います。もしリモートにするのであれば。

○ 山口智也委員

加納委員と僕で大分ややこしいことを言いまして申し訳なかったですけど、樋口委員がおっしゃることが正論ですので、ステージの変更で行動制限がかかったときは、その辺はそれに従うということではかもうないのかなと。

加納委員、どうですか。

○ 加納康樹委員

いいですよ。

○ 伊藤嗣也委員長

山口委員がおっしゃっていただいた行動制限が発令されたときは、また皆さん、周知をさせていただきたいと。正副委員長や相手方とも協議して、そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

取りあえず、この状況で進めさせていただきたいと思っております。

それと、これで全部終わりました。本当に長いことありがとうございました。皆さん、お疲れさまでございました。

15 : 31 閉議